

# 第 1 O 章

## 中国の経済特区の法的枠組

### はじめに

1978年以降の改革・開放政策のなかで、法整備は重要な課題の一つとして取り組まれてきた。そのため、国内の経済関係に適用される法規とは別に、外資導入を目的に、対外経済関係を規律する「対外経済法」と称される一連の法規群が急速に制定されつつあり、特に、外国からの投資を誘致し、改革・開放の実験を行うべき中心地として設置された経済特区に関連する法規は、中国の法制建設において重要な役割を担うことになった。

そこで本章では、経済特区の法的枠組を明らかにすることを目的に、以下、まず改革・開放政策における経済特区の法的位置づけを確認し、次に経済特区の概要を整理し、最後に経済特区の関連法規をいくつかの事項に分けて概説する。

### I 改革・開放と経済特区の法

1978年の中国共産党第11期中央委員会第3回総会（以下、中共11期3中総）は、活動の重点を社会主義的現代化の建設に移すことを決定した。この任務

を達成するにあたり、新たな経済措置、経済・経営管理の改革、諸外国との平等・互恵の経済協力および外国の先進技術と設備の導入を積極的に行うことが確認され、また権限の下放による地方の自主権の拡大、社会主义的法体系の強化などが謳われた。いわゆる「改革・開放」政策がここから展開されることになったのである。

この政策の中心となるべく設置されたのが経済特区である。中国において経済特区は、対外「開放」を通して外国の資本、先進技術、管理方法など外国の優位な面を吸収するだけでなく、同時に社会主义的現代化を推進するための「改革」の総合的な実験場として位置づけられたのである<sup>(1)</sup>。1949年の新中国成立以来、国内に外資を導入するのも、またそのために輸出加工区や自由貿易地域の類を設けるのも初めてであった。経済特区は対外開放政策が集大成される対外開放の第一の窓口として他の地域に先んじて外向型の経済発展を成就することが期待され、そこを起点に、経済特区—経済技術開発区（沿海開放都市）—沿海経済開放区—内地という構図で、その効果を波及させることができるものと期待されている。

新しく打ち出された改革・開放政策を遂行するためには、従来から活用している手段を用いるだけでは不十分であった。それゆえ中国は「特事特弁、新事新弁」と称して、経済特区においては特殊な事項には特殊な方法で、新しい事項には新しい方法で対処することを推奨してきた<sup>(2)</sup>。そして法整備<sup>(3)</sup>という観点から、中国はこれらの措置をとるために積極的に法的形式を整え、法による運用を試みた。その結果経済特区には、(イ)外国投資を奨励・保護するために制定される法規、(ロ)経済特区の管理・運営を行うために制定される法規、(ハ)全国的な経済体制改革を目指して試みに制定される法規など、タテにもヨコにも新しい法規が制定されることになった。これらの法規は経済特区に適用されるためだけに制定されるのではなく、その一部は一定の成熟期間を経て、全国に適用される一般法に作り直されることが予定されている。このように経済特区で施行される法規は、社会主义体制下の対外開放の拠点における特殊な経済関係を調整し、体制改革を促進する重要な手段となって

おり、中国の法制建設において重要な役割を担っている。

## II 経済特区の設置と対外開放の過程

1978年12月に中共11期3中総が改革・開放政策を遂行することを決定した後、79年2月には、国務院が広東省深圳市（旧玉安県）に「輸出商品生産基地」を建設することを決定した。これを受けた廣東・福建両省はその研究と計画作成に着手した<sup>(4)</sup>。中共中央と国務院は両省の研究報告と提案を受け、(イ)香港とマカオに近い、(ロ)在外華僑が多い、(ハ)資源が比較的豊富なことを理由に、7月に中發〔1979〕50号文書を転達して、対外経済活動において「特殊な政策」および「弾力的措置」をとるいっそうの自主権の付与、ならびに「輸出特区」の設置について原則的に同意した<sup>(5)</sup>。文書では、まず深圳・珠海市が輸出特区の設置を試み、その経験を経て汕頭・廈門市への設置を考慮することになっている。提出された広東省の報告書は、輸出特区を試験的に設置し、香港・マカオおよび外国人が全額出資あるいは合弁して企業を設立することを許可することを提案している。その際の管理原則としては、(イ)中国の主権を擁護し、中国の法律・法令<sup>(6)</sup>を執行して、外貨管理および関税制度を遵守する、(ロ)開放政策を実行する、(ハ)外国投資企業は中国の法的保証を受ける、(ニ)特区の輸入物資および輸出商品には優遇税制を適用する、(ホ)外国企業の合法的利潤の外国送金を認める、(ヘ)出入国手続を簡素化する、ことなどが挙げられている。福建省の報告書は、廈門輸出特区について、輸出特区の設立および方法は中央の関連規定を参照して行うと記すにとどまっている。

1980年8月26日、第5期全人代常務委員会第15回会議は、広東省に深圳、珠海、汕頭の三つの「経済特区」を設置することを正式に公布し、同時に広東省経済特区条例を批准した。同条例施行によって経済特区開発の法的基礎が整い、これに基づいて他の単行法規が制定されることになった。福建省については、10月に国務院が廈門経済特区の設置を認めた。

1981年に広東省は海南島の対外開放を実施し、83年には中共中央と国務院が海南島の開放・開発を旨とする「海南島の開発建設を加速する決定」を採択し、広東省は海南島の対外開放につき弾力的措置をとることが認められた<sup>(7)</sup>。

1984年初めの鄧小平の経済特区視察を契機に、沿海一部都市座談会が中共中央書記處と国務院によって開催され、その結果、5月に14の沿海港湾都市の対外開放決定を旨とする「沿海部分都市座談会紀要」<sup>(8)</sup>が転達された。開放された都市は、天津、上海、大連、秦皇島、烟台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、廣州、湛江、北海である。沿海開放都市には、外国投資に優遇措置を行うなど若干の権限が与えられ、また一部の都市において一定の区画を設けて、旧市街とは別に「経済技術開発区」<sup>(9)</sup>を設置することが認められた。

対外開放はさらに進み、1985年2月に中共中央と国務院は、長江デルタ、珠江デルタおよび閩南三角地区の三つを「経済開放区」とし、さらにそれを遼東半島、山東半島へと拡大する決定を転達した<sup>(10)</sup>。86年に海南行政区は省に相当する経済管轄権限を付与され、つづいて88年4月の第7期全人代第1回会議は海南行政区を省に昇格させる決定を行うと同時に、海南島全体を5番目の経済特区とした。

1990年4月に中共中央と国務院は、上海市が提出していた浦東開発の請訓に対して、浦東地区の開発を加速することおよび同地区において経済技術開発区と一部経済特区の政策を実施することに同意することを発表した<sup>(11)</sup>。これによって従来型とは異なる「浦東新区」が誕生し、制限されていた一部の第三次産業の対外開放、および保税区の設置など、新しい対外開放政策が展開されはじめた。

### III 経済特区の概要

#### 1. 経済特区の特徴

経済特区は中国が強調するように、その基本は経済上の「特」区であって、政治上の「特」区ではない<sup>(12)</sup>。また、1997年返還後の香港のような特別行政区でもなく、当然、第2次大戦前の租界とも異なる。特区は中国の一つの行政区であり、いわゆる「特」は、特殊な経済政策および特殊な経済管理体制がとれるという意味で特別なのである。

経済特区の主要な特徴は以下のとおりである。(イ)主に外資を利用して、外国の先進的な技術・設備、経営管理方法を導入する。(ロ)外国投資に対して、関税、租税、土地使用、外国為替管理、出入国管理および労働関係などの面で優遇措置を与える。(ハ)経済特区内で生産された製品は輸出を基本とする。(シ)外資を利用するための一種の保税地域となっている。(ホ)外国との合弁企業、合作企業および全額外資企業を主として、多種多様な経済主体が併存する。(ヘ)社会主義計画経済内であるが、市場経済を主とする。(ト)非特区とは異なる管理体制をとり、管理機構は国家の法制に基づいて投資許可、関連法規の制定・解釈を行い、内外事務を処理する権限を有する。(チ)以上のように、経済特区は輸出加工区としての機能、および市場経済、対外開放、経済体制改革などの実験場としての役割を有するため、特区と非特区とを地理的に隔離する境界線が設けられる<sup>(13)</sup>。

#### 2. 経済特区の目的

1984年2月に鄧小平は「経済特区は窓口である。それは技術の窓口であり、管理の窓口であり、知識の窓口であり、対外政策の窓口である。」<sup>(14)</sup>と、い

わゆる「四つの窓口」論を展開したが、これは経済特区の目的を端的に表わしており、この発言以来対外開放政策を推進する重要な論拠になっている。

経済特区の目的を整理すると、第1に経済的目的がある。他の途上国の輸出加工区と同様に、外資を導入することで地元の雇用を拡大し、輸出指向型企業の発展を促して外貨を獲得することが目指された。そして同時に外国投資によって導入される、先進技術、科学的管理方法などを学んで技術を向上させ、社会主義的現代化の利用に供するため全国へ普及することが意図されている<sup>(15)</sup>。第2に、実験場としての目的がある。隔離された地域のなかで、社会主義型の商品経済の完成を目指して資本主義的経済を導入し、市場調節作用、経済体制改革などを実験し、その結果を全国に普及させる。その際実施される政策および具体的措置は原則として法律に依拠することが求められ、そのために暫定規定などが制定され実施結果を踏まえて全国へ普及することになっている<sup>(16)</sup>。そして第3に、政治的目的がある。緩和された市場経済を提示して、香港、マカオ、台湾の人心を安定させ、彼らの危惧を取り除き、平穏な祖国復帰を促すことを目指す緩衝地帯となっている<sup>(17)</sup>。

### 3. 他のアジア諸国の輸出加工区との相違

1965年にアジアでは初めて台湾の高雄に輸出加工区が設置された。69年には同じく台湾の楠梓、台中に、70年には韓国の馬山に輸出自由地域が設けられた。中国の経済特区の設置は、この両国の輸出加工区の影響を強く受けている<sup>(18)</sup>。例えば、台湾の輸出加工区の設置の政策目標は、(イ)国内および外國投資の誘致、(ロ)輸出工業発展の促進、(ハ)雇用機会の創造、(ニ)外国の新しい生産技術の移転にあり<sup>(19)</sup>、輸出加工区設置管理条例第1条には「投資の促進、外国販売の発展、製品と労務の輸出を増加する」<sup>(20)</sup>ことが規定されている。また、韓国の輸出自由地域設置法第1条では、「外国投資を誘致し、それによって輸出を促進し、雇用の機会を拡大し、技術を改善することで、国家経済開発に貢献する」<sup>(21)</sup>ことが目的とされている。両国の輸出加工区の設置

目標は、改革・開放をもくろんでいた中国の政策目標に合致するものであつた<sup>(22)</sup>。中国はこれらの輸出加工区の設置を、両国の経済発展と相俟って、成功例としてとらえており、経済特区の設立に際しては両国をはじめとするアジア諸国の輸出加工区を中心に、世界各国の輸出加工区の成果を注意深く検討した<sup>(23)</sup>。

輸出加工区では、一般に輸入財に対する関税および輸入管理規則を免除ないし緩和する優遇措置が与えられ、その代わりに生産・加工された製品の全量を輸出することが前提とされている。発展途上国の輸出加工区の特徴としては次の点が挙げられる。即ち、(イ)保税地域であること、(ロ)輸出義務があること<sup>(24)</sup>、(ハ)進出企業が労働集約型産業であること<sup>(25)</sup>、(ニ)全額外資企業の進出が認められていること、(ホ)各種優遇措置が与えられていること、(ヘ)国内の他地域と隔離されていること、などである<sup>(26)</sup>。

前述のとおり、中国の経済特区は諸外国の輸出加工区の経験を参照しているので類似する面が多く、上記のほとんどの特徴が当てはまる。具体的な法文では、例えば広東省経済特区条例が、外国投資の奨励と法的保護（第1条）、輸出義務と国内販売手続（第9条）、全額外資企業の設立（第10条）、関税の減免（第13条）、優遇税制（第14条）、外国送金（第15条）、再投資（第16条）、出入国手続（第18条）など他の輸出加工区と類似の内容を規定している。

相違点としては、(イ)他のアジア諸国と比べて投資先分野が広く、一般には製造業に限られているのに対して<sup>(27)</sup>、中国は「工業、農業、牧畜業、養殖業、観光業、住宅・建築業、ハイテクノロジー研究製造業」<sup>(28)</sup>など広範間に認め、さらに設置面積も比較的大きいので総合的な都市開発の要素が含まれていること、(ロ)外国投資の誘致のみが目的ではなく、経済体制改革の実験場であり、将来はその成果を全国に適用することがもくろまれていること。特に、社会主义中国のなかにあって、市場原理に基づく経済運営を採用しており、「資本主義」の実験場とされていること、(ハ)中国の国是である祖国統一の政治的戦略の下にあること、などである。

#### 4. 立法原則

経済特区は社会主义中国において設置される一地域であるという性質から、関連法規の立法に関して次の指導思想が提示されている。即ち、(イ)四つの基本原則<sup>(29)</sup>を堅持し、社会主义制度を発展させる、(ロ)憲法の基本原則を遵守する、(ハ)実際の状況から出発し、国家法制の統一性と特区法制の特殊性を相互に結合させる、ことである<sup>(30)</sup>。これらの指導思想に従い、経済特区の立法原則として次のものが挙げられている。即ち、(イ)国家主権擁護の原則、(ロ)平等互恵・自主の原則、(ハ)等価・有償の原則、(ニ)相互結合の奨励と制限の原則<sup>(31)</sup>、(ホ)硬性規定と弹性規定の相互結合の原則、(ヘ)投資の優遇・合法権益の保護の原則、(ト)国際条約・国際慣行遵守の原則、である<sup>(32)</sup>。

本に関して中国の研究者は、経済特区の法制は特殊な経済関係を調整し、体制改革を促進する重要な手段であるので、従来の行政的な手段や非特区に適用している法規だけでは十分でないと主張している。それゆえに「特事特弁、新事新弁」で対処しなければならないとするが、この実践も経済特区の立法の際立った特徴の一つとなっている<sup>(33)</sup>。即ち、憲法がすでに明確に確認している事項に関しては、具体的な法規を制定して厳格な法（硬性規定）とする一方で、既存の法規では規定されていないまったく新しい事項、特殊な事項またはまだ暫定的で整理されていない事項に関しては、試みに原則的なあるいは柔軟な規定（弹性規定）のみを制定して対処する方法がとられているのである。弹性規定に関しては一定期間の試用を経て修正された後に、厳格化し、改革・開放の必要性に基づいて全国適用の法規として制定される<sup>(34)</sup>。

#### 5. 立法権限

1982年憲法は全人代および全人代常務委員会が国家の立法権を有すると規定している（第58条）。憲法はまた、国务院に憲法および法律に基づいて行政法規を制定する権限（第89条）、省および直轄市の人民代表大会ならびにその

常務委員会に、憲法、法律および行政法規に抵触しないことを前提に、地方性法規を制定する権限（第100条）<sup>(35)</sup>、各部および各委員会に法律ならびに國務院の行政法規、決定および命令に基づき、権限内で命令、指示および規程を発布する権限（第90条）を与えていた。さらに、省、自治区および直轄市の人民政府には、法律および國務院の行政法規に基づいて規則を制定する権限が与えられている<sup>(36)</sup>。したがって、経済特区が所属する省は、いずれもその省に固有な権力機関および行政機関としての権限を有している。即ち、それぞれの省の人民代表大会およびその常務委員会は地方性法規を制定、公布し、また省人民政府は行政規章を制定、公布する権限を有する。さらに、85年の第6期全人代第3回会議は、國務院に、経済体制改革および対外開放分野における問題について、必要なときは憲法に基づき、関係する法律ならびに全人代およびその常務委員会の関係する決定の基本原則に抵触しないという前提の下で、暫定的な規定または条例を制定、公布、実施する権限を授権している<sup>(37)</sup>。それら暫定規定は実践を経て、条件が整った時に法律に制定し直されることになっている。

広東省、福建省の両省の人民代表大会およびその常務委員会には、関連する法律・法令および政策が規定する原則に基づき、また当該省の経済特区の具体的状況と実際の必要性に従って、経済特区の各種単行経済法規を制定する権限が、1981年11月の第5期全人代常務委員会第21回会議の決定によって付与されている<sup>(38)</sup>。

深圳経済特区に関しては、上記のとおり広東省人代および常務委員会が単行経済法規を制定する権限を授権されているが、1992年7月の第7期全人代常務委員会第26回会議は、深圳市人代およびその常務委員会に対しても具体的な状況と実際の必要性に基づき、憲法の規定ならびに法律および行政法規の基本原則を遵守して、深圳経済特区で実施する法規を制定する権限を、また深圳市人民政府には規章を制定する権限を付与する決定を行った<sup>(39)</sup>。授権された法規制定権の範囲は明確ではないが、少なくとも広東省が有する単行経済法規を範囲としている。

海南省の人代およびその常務委員会には、海南經濟特区の具体的状況および実際の必要性に基づき、国家の関係法律、全人代および常務委員会の関係する決定ならびに国务院の関係行政法規の原則に従って法規を制定する権限が、1988年4月の第7期全人代第1回会議の決定によって付与されている<sup>(40)</sup>。「原則」に従う限りにおいて、海南省は海南經濟特区に関して、広東・福建省に付与されている各種単行經濟法規の制定権限だけでなく、改革・開放の需要に応えて經濟・社会などの分野で法規を制定することができる<sup>(41)</sup>。したがって、特区の運営において海南省は、省に固有な地方性法規・行政規章の制定権の他に、經濟特区全般に関する単行法規の制定権限というより広範な権限を有している。

#### IV 経済特区の関連法規

1982年憲法は經濟特区についての明文規定を有さない。香港などの返還による「一国二制度」を想定した特別行政区の設置についてふれているだけである。また經濟特区について包括的に規定する法律も未だ存在しない。したがって經濟特区の法的枠組を明らかにするためには個々の関連法規を検討するほかない。ここでは經濟特区に関連する法規を大きく、中央と地方（広東省を中心に）の二つのレベル<sup>(42)</sup>に分け、それをいくつかの事項に整理して紹介する。このうち、中央レベルの法規では国务院の經濟特区及び沿海14港湾都市の企業所得税及び工商統一税の減免に関する暫定規定を、また地方レベルの法規では広東省經濟特区条例につき若干詳細にふれる。前者は特区の優遇政策の基礎となっている優遇税制の枠組<sup>(43)</sup>を、また後者は經濟特区の設置、管理および優遇措置の基本的枠組を提供している。特に後者は經濟特区の經濟活動について初めて規定したものであり、改革・開放の第1の実験場として設立された深圳、珠海、汕頭の各經濟特区を適用範囲におさめる經濟特区法制の基本的法規となっている。

## 1. 中央レベルの法規

### (1) 関税

輸出入関税条例<sup>(44)</sup>は、経済特区など特定の地域で輸出入される貨物、中外合弁（合資經營）企業、中外合作企業、全額外資企業など特定企業が輸出入する貨物の関税は関係規定に従って軽減または免除するとしており（第30条）、税関法<sup>(45)</sup>ではこれらの範囲および方法については、国务院が定めるとしている（第40条）。

### (2) 租税

国务院の経済特区及び沿海14港湾都市の企業所得税及び工商統一税の減免に関する暫定規定<sup>(46)</sup>は、経済特区に設立された中外合弁企業、中外合作企業および全額外資企業（以下、特区企業）の企業所得税および工商統一税に関する優遇措置を具体的に規定している。

同規定によると、特区企業の企業所得税率は15%<sup>(47)</sup>に軽減されるが、さらにこのうち製造業で経営期間が10年以上のものは利益計上から2年間は所得税を全額免除し、その後3年間は半分免除する、またサービス業については外国投資が500万米ドルを超え、経営期間が10年以上の場合には利益計上の初年度は免除し、その後2年間は半分免除することになっている（1-1）。地方所得税に関しては、当該特区の人民政府が決定する（1-2）。外国送金に対する所得税に関しては、中外合弁企業の外国投資企業が利益を送金する場合は課税しない（1-3）。

輸入貨物の工商統一税に関しては、特区管理線完成以前は生産に必要な機械設備、原材料、部品、付属品、交通手段その他の生産財については免除し、各種鉱物性油、タバコ、酒その他の生活用品は半分とするが、輸入を制限している交通手段および耐久消費財については規定どおり徴収する。完成以後は各種鉱物性油、タバコ、酒については半分に軽減して徴収するが、その他については免除する（1-5）。特区企業が生産した輸出製品の工商統一税

に関しては輸出制限品目などである場合を除いて免除する（1-6）。

特区企業の製品を特区内で販売する場合は、各種鉱物性油・タバコ・酒については工商統一税を半分に軽減して徴収するが、特区人民政府が独自に少數の製品を指定して規定どおりまたは減免して徴収するほかは、すべての製品につき免除する（1-7）。当該条項では特区内において一定程度の製品が消費されることが予定されている。ただし、製品を特区外に搬出する場合は、税法に基づいて工商統一税を納付しなければならない（1-8）。特区企業が商業、交通輸送業またはサービス業に従事して得た収入に対しては規定どおり工商統一税を徴収し、また銀行または保険業に対しては3%の税率を課す（1-9）。

外国投資家の投資奨励に関する國務院の規定<sup>(48)</sup>では、外国投資企業の設立、特に製品輸出企業および先進技術企業の設立が奨励されている。本規定によると、製品輸出企業は国の規定による企業所得税減免期間の満了後、当年度の輸出生産額が製品生産額の70%以上に達した場合には、企業所得税を現行税率により納付することができ、経済特区の製品輸出企業がこの条件に適合する場合には、税率は10%に軽減される（第8条）。

外国投資企業・外国企業所得税法<sup>(49)</sup>は第7条で、経済特区に設立された外国投資企業および特区内で生産・経営に従事している外国企業の企業所得税は15%の軽減税率で徴収し、具体的な規則は國務院が定めると規定している（第7条）。本法によって廃止された、中外合資經營企業所得税法および外国企業所得税法は経済特区に関する規定を有さない。

### ③ 外国為替

外国為替管理暫定条例<sup>(50)</sup>は、経済特区における外国為替の管理方法は、関係各省、市、人民政府が本条例の規定に基づき、その地域の具体的状況に結びつけて制定し、國務院の承認を受けた後に施行するとしている（第32条）。

### ④ 企業活動

中央レベルの法規で経済特区の企業活動に関して特に関連が深いと思われる中外合資經營企業法、中外合作經營企業法および外資企業法は、いずれも

特別な規定を設けていない。これらの実施規則においては、中外合資経営企業法実施条例<sup>(51)</sup>が、経済特区に設けられた合弁企業は、全人代、全人代常務委員会または国务院が採択した法律、法規に別の規定がある場合は、その規定に従う（第116条）と規定し、外資企業法実施細則<sup>(52)</sup>が、企業設立の審査・認可権の経済特区人民政府への授権およびその関連手続について規定している（第8条）のみである。

経済特区の外資銀行及び中外合弁銀行管理条例<sup>(53)</sup>では、経済特区において外資銀行の支店・本店あるいは外国投資による中外合弁銀行の設立を認め、設立申請手続などについて規定している。

#### （5）環境

对外經濟開放地区環境管理暫定規定<sup>(54)</sup>は、環境汚染の予防と防止の管理について規定しており、外国から経済特区に導入する技術・設備は汚染が少なく、必要な場合には相応の環境保護施設を同時に導入し（第6条）、経済契約の締結にあたって当事者双方は環境保護面での責任義務を明確にし、環境汚染防止策を確実にし（第7条）、開発・建設を行う事業体は環境影響報告書および建設関係基本設計の環境保護文書などを提出し（第8条）、そして汚染物質を排出する場合は申請して認可を受けなければならない（第9条），としている。

## 2. 地方レベルの法規

### （1）広東省

#### ① 広東省経済特区条例<sup>(55)</sup>

##### （i）目的・法の適用

経済特区は对外経済協力および技術交流を発展させ、社会主义の現代化建設を促進することを目的に設置された（第1条）。特区への外国投資は奨励され、その合法権益は法律に基づいて保護される一方（第1条）、特区内の企業および個人は、中国の法律・法令および関係諸規定を遵守しなければならぬ

い（第2条）。その際、本条例に特に規定がある場合は、その規定に従って執行される（第2条）。

本条例の規定によって他の国内法規が改廃されないかぎり、国内法規は経済特区内でも効力を有しつづけ、条例が一般法と競合する場合にのみ条例が優越することになる<sup>(56)</sup>。この意味で中国は経済特区を対象とした別の法体系を作る意図はないと考えられる<sup>(57)</sup>。

#### （ii）管理機関

本条例は以下の四つの機関の設立・組織についてふれており、このうち初めの三つは特区の管理機関としての役割を担っている。

（イ）広東省経済特区管理委員会（以下、管理委員会）は、広東省人民政府を代表して各特区を統一的に管理するために設立され（第3条），広範な職権が与えられている。それらは、開発計画の策定、投資項目の審査・認可、工商登記および土地の分筆審査、特区機関の業務調整、従業員斡旋、教育・文化・衛生および各種公益事業、治安維持などを含む（第23条）。経済特区のうち、深圳経済特区は当委員会が直接経営・管理し、珠海および汕頭経済特区には必要な事務機関が設けられる（第24条）<sup>(58)</sup>。

（ロ）広東省経済特区発展公司は、特区の経済活動を受けもつ機関として設立され、資金調達、信託投資業務の引き受け、特区企業の経営および外資との合弁経営、外国投資者と内地の商取引の事務代行・商談サービスの提供などを業務とする（第25条）。

（ハ）顧問委員会は、特区の諮問機関として、国内外の専門家などを招請して各特区に組織される（第6条）。顧問委員会自体は行政権限を有さない<sup>(59)</sup>。

（ニ）労働服務公司は、中国人従業員の紹介機関として設立される（第19条）。

#### （iii）投資範囲・形式

特区の投資対象分野は広範にわたり、工業、農業、牧畜業、養殖業、観光業、住宅・建築業、ハイテクノロジー研究製造業およびその他投資者と中国が双方とも興味を有する業種となっており、外国投資者は独立して経営を行うかまたは中国側と合弁経営<sup>(60)</sup>を行うことができる（第4条、第10条）。特

区の整地、給水、排水、電力供給、道路、埠頭、通信、倉庫など公共施設の建設については、必要な場合には外資を導入して建設に参加させができる（第5条）。

#### （iv）企業活動

外国投資者は工場の設立、経営事業を行う場合には管理委員会に申請し、審査・許可を受けた後に登録証および土地使用証の発給を受ける（第7条）。

特区企業が製造した製品は原則として国際市場に販売しなければならず、中国国内で販売する場合は、管理委員会の審査・認可を必要とし、税関において納税手続を行わなければならない（第9条）。

#### （v）優遇措置

本条例は第9条の示すとおり、基本的には輸出指向型企業の誘致に重点を置いており、優遇措置は以下のように、主としてそれらの経済活動を奨励することに焦点が当てられている。土地使用に関しては、投資者は使用期間、使用費、納付方法について業種および用途に基づき優遇が受けられる（第12条）。関税に関しては、特区企業が生産に必要とする機械設備、部品・付属品、原材料などの生産資材については輸入税を免除し<sup>(61)</sup>、生活必需品については具体的な状況に基づき課税または減免を決定する（第13条）。租税に関しては、所得税が税率15%として課せられる（第14条）。外国企業の合法的な利潤、外国従業員の個人所得はそれぞれの所得税納付後、特区外国為替管理法に基づいて送金することができる（第15条）、また再投資する場合には、その期間が5年以上であれば再投資部分の所得税の減免を申請できる（第16条）。特区企業は国内で生産された機械設備、原材料およびその他の物資を利用するこことが奨励されており、外貨決済を条件に、価格は同種商品の同時期における輸出価格に基づいて優遇されることになっている（第17条）。出入国に関しては、手続を簡略化し、便宜を供与する（第18条）。

#### （vi）労働管理

特区企業は中国人従業員を労働服務公司の紹介で、または管理委員会の同意を得て自らの募集で、採用試験を課した上で、労働契約を締結して従業員

を雇用する（第19条）。また、技術および管理業務に任用するために外国籍の従業員を雇用することができる（第10条）。特区企業は労働契約手続に従って、当該企業の経営要求に基づいて、必要な場合は従業員を解雇することができる（第20条）。中国人従業員の賃金水準、賃金形態、報奨方法、労働保険および従業員に対する国諸手当については管理委員会の規定に基づき、企業と従業員が契約を締結する（第21条）。

#### ② 出入国

広東省経済特区条例第18条が出入国手続を簡略化すると規定したのを受けて、広東省経済特区出入国者管理暫定規定<sup>(62)</sup>が制定された。香港またはマカオから入国する者で、特区内に投資して工場設立、事業経営もしくは住居購入などで當時出入国が必要な外国人および華僑は、特区発展公司の発行した証明書をもって数次出入国査証を申請することができる（第3条）<sup>(63)</sup>。

#### ③ 企業活動

広東経済特区涉外公司条例<sup>(64)</sup>は外資導入による会社設立の管理を強化するために制定され、特区内に設立された中外合弁企業、中外合作企業、外資企業および中外株式企業をその適用範囲とする。本条例は、設立手続、組織、経営細則、譲渡・抵当、資産処理、株券・債券、会社の更正、会社の期間・変更・合併、会社の解散・清算などについて規定している。

広東省経済特区企業登記管理暫定規定<sup>(65)</sup>では、特区企業が開業するにあたって必要とする、特区工商行政管理機関への登記申請、登録証または営業許可証の取得、などについて規定している。金融機関の登記申請および登録手続については別途定められる<sup>(66)</sup>。また本規定を実施するために、深圳経済特区企業登記管理施行細則<sup>(67)</sup>が公布されている。

#### ④ 労働管理

広東省経済特区労働条例<sup>(68)</sup>は、特区内のすべての企業ならびにその職員および労働者に対して適用され、労働契約、募集・採用・解雇、労働時間、報酬、労働組合、労働紛争などについて規定している。本条例によると使用単位（特区内の国家機関、社会団体、事業単位）が職員・労働者を採用する場合

には労働契約制を実行しなければならず（第3条），法律による別段の定めがないかぎり，労働契約は書面によって締結される（第9条）。使用単位は業務の必要に基づいて採用人数を確定し，特区および特区所在市の市区の住民を自ら募集・採用することができ，外国投資企業は特区内で必要な人数を募集・採用することができない場合には，当該労働局の同意を得て国内のその他の地区で募集・採用することができる（第19条）。

上記条例施行の翌年，広東省外国投資家投資企業労働管理規定<sup>(69)</sup>が制定され，特区を含む省内の外国投資企業ならびにその中国側の職員・労働者を適用範囲として，募集・採用・解雇，労働契約，報酬，労働紛争などについて規定した。本規定によると，外国投資企業は職員・労働者を募集・採用する場合は労働契約制を実施し（第5条），労働契約は労働行政主管部門が承認した後に効力が生じるとしている（第11条）。募集する職種および人数は当該労働行政主管部門に告知しなければならず，必要とする技術労働者を所在市・県で採用することが困難な場合には，省内の他地区から募集することができる（第6条）。職員・労働者の1人当たりの平均賃金は所在地の同業で条件が類似するの国営企業の平均賃金の120%を下回ってはならない（第26条）。

## ⑤ 金融

広東省経済特区抵当貸付管理規定<sup>(70)</sup>は，抵当貸付活動の管理を行うために制定され，抵当権の設定，抵当貸付契約，抵当物権の処分などについて規定している。本規定によると抵当貸付とは，抵当権設定者が抵当権者に対して期日どおり貸付金を償還することの保証として財産を提供し，抵当権設定者が期日どおり貸付金を償還することができないときは，抵当権者が抵当物権を処分し，および優先的に償還を受ける権利を有する貸借方式をいう（第2条）。抵当権を設定できるものは抵当権設定者が所有権を有する，建物等の不動産，機器・設備・製品等の動産，有価証券および譲渡可能な権利，譲渡・流通が可能なその他の財産である（第6条）。また，法により有償で取得した国有土地使用权についても抵当権を設定することができる。

## ⑥ 土地・不動産

深圳經濟特区土地管理条例<sup>(71)</sup>は、特区における国有地の有償使用および有償譲渡制度の実施について規定している（第2条）。本条例によると特区における国有地の使用権については市政府が独占して経営し、統一的に有償払下げを行う（第8条）。国有土地使用権の有償譲渡の方法は、合意、入札募集、公開競売のいずれかにより、これらの方によって取得した国有土地使用権は有償譲渡し、あるいは抵当に供することができる（第19条）。

深圳經濟特区商品不動産管理規定<sup>(72)</sup>は、活発化してきた深圳經濟特区の商品不動産の管理を強化するために制定され、不動産の前売り（予約）、不動産権<sup>(73)</sup>の譲渡、不動産抵当、建物の賃貸、不動産登記などについて規定している。本規定によると商品不動産とは、深圳市人民政府が不動産経営を認可した国営企業ならびに外国人、華僑、香港・マカオ人ならびに公司もしくは企業が、合弁、合作、全額出資して建設したもので、売買または賃貸する住宅、工商業用建物、倉庫、駐車場およびその他の建物をいう。

## ⑦ 経済契約・技術移転

深圳經濟特区涉外經濟契約規定<sup>(74)</sup>は、深圳經濟特区において締結される涉外經濟契約の効力、成立・内容（合弁契約、合作契約、補償貿易契約、ノックダウン・委託加工契約）、契約の履行・違約責任、契約の変更・解約・終了などについて規定している。本規定の適用範囲は、①特区内の中国企業またはその他の経済組織が、外国企業その他の経済組織または個人と特区内における経済および技術協力を发展させるために中国の法律によって相互の権利義務関係に関する合意書を締結する場合、②特区に登記し、営業を行っている特区企業相互間、特区企業と外国企業その他の経済組織および個人との間ならびに特区企業と特区に設立された中国企業その他の経済組織との間において、特区内で履行される経済合意書を締結する場合である。本規定第5条によると、契約は深圳市人民政府またはその授權所轄機関の認可を受けなければ効力を生じないとされているが<sup>(75)</sup>、第20条は本規定適用による契約締結の範囲を狭め、土地使用、労務、技術導入、家屋賃貸、財産抵当などの契約は特区の関連法規によって、また財産賃貸、貨物売買、倉庫保管、建設工事

請負、給水、給電、輸送、保険などの契約は国の関係法令によって締結されるとしている。

深圳経済特区技術導入暫定規定<sup>(76)</sup>は、深圳経済特区内の企業、事業単位その他の経済組織が、外国企業その他の経済組織または個人から有償で技術導入する場合に適用され、技術導入の方法、申請・認可手続、契約内容・期間などについて規定している。本規定によると技術導入は実用的、先進的および顕著な経済効果を有するものでなければならず、有効な特許権を取得している技術、特許出願中の技術、技術ノウハウが範囲に含まれる（第5条）。

### （2）福建省

福建省については未だ経済特区の設置に関する包括的な条例は制定されていない。福建省人代常務委員会は、1982年4月に福建省廈門経済特区管理条例を採択し、引き続いでもそれを全人代常務委員会に提出して審議・批准を求めたが、未だ公布されるに至っていない<sup>(77)</sup>。廈門経済特区の管理のために廈門経済特区管理委員会が設立され、廈門市人民政府を代表して管理を行っている<sup>(78)</sup>。また、投資優遇措置などは、83年に結成された廈門経済特区開発公司連合が発行したガイドラインに基づいて与えられている<sup>(79)</sup>。84になって、廈門経済特区「企業登記管理規定」「技術導入規定」「労働管理規定」などの単行法規が福建省人代常務委員会によって採択されている。

### （3）海南省

海南経済特区は他の4経済特区に遅れて設置されたが、省全体がいわば経済特区であり、面積的に広いだけではなく、他の特区と比較して特区の運営に関して広範な権限を有している。海南経済特区の管理は、海南省人民政府が直接經營管理を行う形になっている<sup>(80)</sup>。「海南経済特区条例」そのものは未制定であるが、國務院は1988年5月に海南島の投資・開発の奨励に関する國務院の規定を公布し、それが基本的な法規となっている<sup>(81)</sup>。さらに同年8月、海南省人民政府は本規定と國務院が転達した「海南島の対外開放を一

歩進め、経済開発建設を速めることに関する座談会紀要」の精神に基づいて、國務院〔1988〕26号文書「海南經濟特区の開発及び建設を加速する」を貫徹することに関する規定を公布している。

### むすびにかえて

中国の研究者は經濟特区をめぐる法的問題として、經濟特区の法的地位、性質、任務、権限および職責のような根本的事項について規定する國家の統一的な法律が存在しないので、各經濟特区の単行法規の法的効力、およびそれらと中央で制定された法律との関係が不明確・不安定であることを強調する<sup>(82)</sup>。中国はこの10数年、急速に進展する對外開放と經濟發展に歩調を合わせて、一連の對外經濟法および經濟特区に関連する諸法規を制定してきた。改革・開放のニーズに応えて隨時制定されてきたこれらの法規が、整然とした法体系を成し得なかつたのは致し方ないところである。しかし對外開放政策の質的転換によって從來型とは異なる開発区として浦東新区が設置され、その法整備が始まるなどの新しい動きが生じてきている現在、中央レベルの法規と經濟特区の各単行法規の間、およびそれぞれの特区の法規の間を統一・調整することが必要となっているのは確かである。したがって、中国の研究者が主張しているように、基本法となるべく「經濟特区法」を制定して<sup>(83)</sup>、これを指針に經濟特区の関連法規を制定し、經濟特区法制の統一を促すことが課題となっている。その際、それらの効力関係はもちろんのこと、それらを制定する立法権限の所在も明確にする必要があろう。現在、関連部門が經濟特区法を起草中であり<sup>(84)</sup>、この分野での發展が期待される。

注(1) 黎学玲「經濟特区の法律地位」(黎学玲・程信和編著『經濟特区法教程』、中山大学出版社、1990年), 55ページ。

(2) 李澤沛「特区經濟法概論」(法学教材編集部編纂(李澤沛主編)『特区經濟法

- 教程』, 法律出版社, 1987年), 25ページ。
- (3) すでに1978年の中共11期3中総公報の中の民主主義と法体系の議論において「拠るべき法をもち, 法があれば必ずこれに依拠し, 法は必ず厳格に執行し, 法に違反すれば必ず追及する」ことが謳われているが, 84年の経済体制改革に関する中共中央の決定においても法による経済活動準則確定の必要性が認識されるなど, 改革・開放の過程で繰り返し法の役割が強調されている。
- (4) 経済特区の設置および対外開放の展開過程については次の文献参照。『中国経済特区年鑑』創刊号, 中国経済特区年鑑出版社, 1983年, 365~393ページ; 矢吹 晋「対外開放政策の展開——「経済特区」から「沿海地区発展戦略」まで」(小林弘二編『中国の世界認識と開発戦略——視座の転換と開発の課題』, アジア経済研究所, 1990年), 131~160ページ。
- (5) 中共中央書記處研究室経済組編『対外開放政策文献彙(1979年7月~1985年4月)』, 中共中央党校出版社, 1985年, 34~51ページ。
- (6) この場合の法令は狭義の意味で, 1954年憲法が規定している全人代常務委員会が制定した法律的規範文書のことを指す。以下, 法律と法令が並列で記されている場合は同じ。
- (7) 程信和「海南経済特区の法律問題」(黎学玲・程信和編著『経済特区法教程』, 中山大学出版社, 1990年), 234~237ページ。
- (8) 中共中央文献研究室『十一届三中全会以来重要文献選読(下)』, 人民出版社, 1987年, 735~746ページ。
- (9) 経済技術開発区に関する法的枠組および管理について特別に規定した法規は存在しない。沿海開放都市・経済技術開発区と経済特区を比較すると, 前者は, (イ)貨物・中国人の出入境を対象とした管理線を設けていない, (ロ)香港, マカオ, 台湾の祖国統一に関する任務を特に有さない, (ハ)改革・開放の実験場としての性格が相対的に低い, (ニ)投資対象分野が限定されている, (ホ)優遇措置が相対的に低い, (ヘ)国内企業の投資, 国内企業と外国投資企業との連合が積極的に奨励されている, (ト)経済特区は行政的に独立しているのに対して経済技術開発区は独立した行政区域ではないので, 地方政府の監督下に置かれている, などの相違点が挙げられる (Elson Pow and Michael J. Moser, "Law and Investment in China's Special Investment Areas," in Michael J. Moser (ed.), *Foreign Trade, Investment, and the Law in the People's Republic of China* (2nd. ed.), Oxford University Press, 1987, p. 234; 張杰林『対外開放の法律与実務』, 中国対外経済貿易出版社, 1990年, 204ページ)。また, 所属する省および市には経済技術開発区に適用する各種単行法規を制定する権限が, 経済特区の場合と異なって授権されておらず, 沿海開放都市に与えられた自主権の範囲は特区に比べて限定されている。
- (10) 中共中央文献研究室, 前掲書, 824~829ページ。経済開放区の設置に関する

特別な法律・法令はまだ存在せず、その法的地位・性格などは不明確である。沿海經濟開放区における外国投資家の投資を奨励するための企業所得税及び工商統一税の徵収の減免に関する暫定施行規定（1988年6月15日財政部公布）によると、經濟開放区の優遇措置は沿海開放都市の旧市街地に対する投資に与えられている内容とほぼ同様である。

- 11) 『人民日報』1990年4月19日。浦東新区については、拙稿「上海浦東新区の開発と法」（『アジアトレンド』第59号、1992年）、14～27ページ参照。
- 12) 黎、前掲論文、54ページ。
- 13) 江振良「特区經濟立法的回顧与展望」（端木正主編『廣東經濟特区涉外經濟法研究』、中国政法大学出版社、1991年）、4ページ；董成美（西村幸次郎訳）「中国經濟特区の若干の問題について」（『比較法学』第19卷第1号、1985年）、82ページ。
- 14) 邓小平『建設有中国特色的社会主义（增訂本）』、人民出版社、1987年、40～42ページ。
- 15) 董、前掲論文、86～87ページ；Pow & Moser, *op. cit.*, pp. 200～201.
- 16) 同上、88ページ；*Ibid.*, p. 201.
- 17) 同上、88ページ；*Ibid.*, pp. 201～202.
- 18) 服部健治「アジア工業化のアジア社会主義へのインパクト」（谷浦孝雄編『アジア工業化の軌跡』、アジア経済研究所、1991年）、138～139ページ。
- 19) 劉進慶「台湾輸出加工区の分析」（藤森英男編『アジア諸国の輸出加工区』、アジア経済研究所、1978年）、103ページ。
- 20) 経済部国際貿易局編『貿易法規彙編』、1987年、所収。
- 21) *Laws of the Republic of Korea* (4th. ed.), Vol.II, Korean Legal Center, 1990, 所収。
- 22) 服部、前掲論文、139ページ。
- 23) Michael Oborne, *China's Special Economic Zones*, Development Centre of the Organization for Economic Co-operation and Development, 1986, pp. 75, 79～80；自由貿易地域はその性格によって次の3種類に分類され、一般には狭義の意味でとらえて輸出加工区と称する。第1は、自由港である。再輸出であると域内消費であるとを問わず、輸入は原則として非課税である。したがって輸入財の加工が行われるか否かは問題でない。第2に、中継貿易地域である。輸入に対して関税法や輸入管理規則は一般に適用しないが、中継地として保税倉庫を提供し、国内への輸出入は原則として禁止される。また、域内加工も行われない。第3に、自由貿易地域（輸出加工区）である。輸入は原則として非課税であるが、輸入財は域内で加工される輸出製品の原材料として使用されることが条件とされ、国内消費のための輸入は認められない（藤森英男「輸出加工区の機能と存立条件」、藤森英男編『アジア諸国の輸出加工区』、アジア

- 経済研究所, 1978年, 21~22ページ)。
- 24 国内に代替品がない場合には例外的に国内市場への出荷を認める場合があるが、その際は通常の輸入と同様の関税がかかる。
  - 25 1970年代からすでに一部の国では賃金上昇の関係で地域内の産業構造が変化してきている。
  - 26 藤森, 前掲論文, 22~23ページ。
  - 27 台湾の輸出加工区設置管理条例では、外国販売製品の製造加工あるいは組立事業、および生産の過程で必要となる倉庫、運輸、荷役、包装、修理などの事業が外国販売事業として認められている(第3条)。また、韓国の自由輸出地域設置法では、(イ)輸出目的の商品の製造、加工または組立に従事する企業、(ロ)大統領令によって定められた投資範囲に従って、外国人によって全額出資され、または韓国の国民と合弁した企業(第9条)となっている。
  - 28 広東省経済特区条例第4条。以下、本章では中国の法令の邦訳として次の文献を参照している。法務大臣官房司法法制調査部職員監修『現行中華人民共和国六法』, ぎょうせい, 1988年; 中国研究所『中国基本法令集』, 日本評論社, 1988年。
  - 29 それらは、(イ)中国共産黨の指導、(ロ)マルクス・レーニン・毛沢東思想による指導、(ハ)人民民主專制、(ニ)社会主義路線の堅持である。
  - 30 庄志杰「経済特区の法制建設」(郭哲民・鍾学祥・徐金水・庄志杰『特区經濟概論』, 福建教育出版社, 1986年), 183~184ページ; 王宗賢「経済特区の法制建設」(陸迅・陳建勳・王宗賢編著『中国経済特区』, 中国人民大学出版社, 1989年), 236~239ページ。
  - 31 外国の良い面を取り入れ、悪い面を取り入れないこと。
  - 32 庄, 前掲論文, 184~190ページ; 王, 前掲論文, 239~244ページ; 李, 前掲論文, 19~22ページ。ちなみに王家福によると、中国の对外経済立法の原則は、(イ)独立自主の原則、(ロ)平等互恵の原則、(ハ)国際条約遵守の原則、(ニ)国際慣例尊重の原則である(王家福「涉外経済法序論」, 塩田親文編『現代中国涉外取引法論』, 法律文化社, 1990年, 14~17ページ)。
  - 33 李, 前掲論文, 25ページ。
  - 34 江, 前掲論文, 13~15ページ。経済特区の立法に限らず、改革・開放に関する諸問題に対しては、一般に「試行」および「暫行」規定を制定して対応している。通常、一定の試行期間が認められ、その経験を総括した上で、正式に実施されることになっている。
  - 35 1978年憲法では、第36条で地方各級人代は法律の定める権限に基づいて決議を採択、公布できるとのみ規定されていた。
  - 36 地方各級人代及び地方各級人民政府組織法第35条。
  - 37 王懷安ほか編『中華人民共和国法律全書』, 吉林人民出版社, 1989年, 86~87

ページ。

- 38) 中共中央書記處研究室経済組編, 前掲書, 240~255ページ参照。
- 39) 『人民日報(海外版)』1992年7月2日。
- 40) 『人民日報』1988年4月14日。
- 41) 程, 前掲論文, 238ページ。
- 42) 全人代, 全人代常務委員会, 国務院および各部・委員会が制定した法規を中央レベル, 各省・市の人代, 人代常務委員会, 人民政府および各機関が制定した法規を地方レベルと便宜的に分ける。地方レベルについては広東省を中心とし, このうち珠海, 汕頭の両経済特区のみを対象とした単行法規は存在しないので, 深圳経済特区について整理する。明文の規定として明らかになってはいないが, 珠海, 汕頭の両経済特区は必要がある場合には, 深圳経済特区の単行法規を参照・執行している。

なお, 深圳経済特区蛇口工業区は, 経済特区の設置に先んじて, 深圳市とは別の特別な地域として設計され, 1979年に国務院は交通部管轄下の香港招商局に蛇口地区を「工業区」として開発する権限を与えた。広東省経済特区条例の制定により, 技術的な理由で深圳経済特区の一区域となったが, 投資などに関して一定の独自規定を有していることに注意しなければならない。これらは香港招商局が発行した『蛇口工業投資ガイドブック』に掲載されている。これは80年の1月に初めて発行され, その後広東省経済特区条例に合わせて, 81年9月に改訂された。規定は実際にはその区域で適用されているが, 一度も公式に中国の立法機関によって承認されていないので, その法的地位は定まっていない(Pow & Moser, *op. cit.*, p. 230)。

- 43) 税制については, 川上信彦編『(新版) 中華人民共和国・香港の投資関連税制便覧』, アジア経済研究所, 1992年, 参照。
- 44) 1985年3月7日国務院公布。
- 45) 1987年1月22日全人代常務委員会採択。
- 46) 1984年11月15日国務院公布。
- 47) 1991年の外国投資企業・外国企業所得税法によると, 中外合弁企業, 中外合作企業および全額外資企業の所得税率は課税所得額の30%, 地方所得税率は3%である。なお, 廃止された80年の中外合弁企業所得税法によると合弁企業の企業所得税率は課税所得額の30%, 地方所得税はその所得税額の10%であり, 81年外国企業所得税法によると全額外資企業および合作企業の企業所得税率は20~40%であり, 地方所得税は課税所得額の10%であった。
- 48) 1986年10月11日国務院公布。
- 49) 1991年4月9日全人代採択。
- 50) 1980年12月18日国務院公布。
- 51) 1983年9月20日国務院公布。

- 52) 1990年12月12日对外经济贸易部公布。
- 53) 1985年4月2日国务院公布。
- 54) 1986年3月15日国家环境保护局公布。
- 55) 1980年8月26日全国人大常务委员会批准。
- 56) Pow & Moser, *op. cit.*, p. 205.
- 57) Karl Herbst, "The Regulatory Framework for Foreign Investment in the Special Economic Zones," in Y. C. Jao and C. K. Leung (eds.), *China's Special Economic Zones - Policies, Problems and Prospects*, Oxford University Press, Hong Kong / Oxford / New York, 1986, p. 125 ; Pow & Moser, *op. cit.*, p. 205.
- 58) 1983年6月に、深圳、珠海、汕头の三つの経済特区の所在市人民政府のそれぞれの組織管理が強化され、広東省経済特区管理委員会に元来帰属する大部分の権限および任務は所在市人民政府を通して執行されるようになった。管理委員会は広東省経済特区弁公室と改称され、省人民政府の指導の下で、各特区の指導・調整を行っている（黎、前掲論文、57ページ）。
- 59) Pow & Moser, *op. cit.*, p. 206.
- 60) 中外合弁企業および合作企業の二つを意味する (*Ibid.*, p. 207)。
- 61) 輸入関税および工商統一税の二つを意味する (*Ibid.*, p. 209)。
- 62) 1981年11月17日広東省人代常务委員会採択。
- 63) 査証手続に関する全国的な自由化によって、中国に度々商用で訪問する者は数次査証を取得できるようになったので、本規定による便宜は減じた (Pow & Moser, *op. cit.*, p. 213)。
- 64) 1986年9月28日広東省人代常务委員会採択。
- 65) 1981年11月17日広東省人代常务委員会採択。
- 66) 1983年華僑資本・外国資本金融機関の常駐代表機構設立に関する管理規則；1985年経済特区外資銀行及び中外合弁銀行管理条例。
- 67) 1984年2月9日深圳市人民政府公布。
- 68) 1988年9月27日広東省人代常务委員会公布。
- 69) 1989年4月10日広東省人民政府公布。
- 70) 1990年3月19日広東省人代常务委員会公布。
- 71) 1988年1月3日広東省人代常务委員会公布。
- 72) 1984年1月24日広東省人民政府公布。
- 73) 建物の所有権および当該建物の占有する土地使用权を意味する。
- 74) 1984年2月7日広東省人民政府公布。
- 75) 1985年の涉外經濟契約法第7条では、中国の法律および行政法規により国が認可すべきことが定められた契約は、認可を受けたときに成立するとしている。深圳の規定を厳格に適用した場合、契約の種類による差異は特に明示さ

- れていないので、広東省經濟特区条例で認められた特区企業の独立經營が阻害される恐れがある(Guiguo Wang, *China's Investment Laws: New Directions*, Butterworth, 1988, p. 109)。
- 〔76〕 1984年2月8日広東省人民政府公布。
- 〔77〕 『中国經濟特区年鑑』, 前掲書, 390ページ。
- 〔78〕 黎, 前掲論文, 57ページ。
- 〔79〕 Thomas J. Klitgaard and Mayre Rasmussen, "Preferential Treatment for Foreign Investment in the People's Republic of China: Special Economic Zones and Industrial Development Districts," *Hastings International and Comparative Law Review*, Vol. 7, 1984, p. 403.
- 〔80〕 黎, 前掲論文, 57ページ。
- 〔81〕 程, 前掲論文, 238ページ。
- 〔82〕 黎学玲「經濟特区發展新階段完善立法的幾個問題」(許隆・黃蘭淮『中国特区外向經濟發展戰略』, 東北財經大学出版社, 1990年), 326~327ページ; 陳文航「完善特区經濟法制的思考」(許隆・黃蘭淮『中国特区外向經濟發展戰略』, 東北財經大学出版社, 1990年), 332ページ。
- 〔83〕 同上, 333ページ; 王宗賢, 前掲論文, 246~247ページ; 黎学玲「經濟特区法的概念与基本原則」(黎学玲・程信和編著『經濟特区法教程』, 中山大学出版社, 1990年), 24ページ。
- 〔84〕 黎学玲「經濟特区發展新階段完善立法的幾個問題」, 前掲書, 327ページ。